

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 六敬会 澤田医院
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度医療法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市宗方町16番5
- (3) 設立認可年月日 平成20年11月7日
- (4) 設立登記年月日 平成20年11月12日
- (5) 役員及び評議委員

	氏名	備考
理事長	澤田 征洋	
理事	澤田 知美	
理事	高倉 優子	
監事	澤田 邦久	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 六敬会澤田医院	長崎県諫早市宗方町16番5	一般病床 15床
			療養病床 0床 〔医療保険 床〕 〔介護保険 床〕

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項
令和3年6月10日 令和3年度決算の決定

様式 3 - 3

法人名 医療法人 六敬会 澤田医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市宗方町16番5

貸 借 対 照 表

(令和4年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,866	I 流動負債	2,405
II 固定資産	16,719	II 固定負債	14,530
1 有形固定資産	3,850	負債合計	16,935
2 無形固定資産	6	純資産の部	
3 その他の資産	12,863	科 目	金 額
		I 資本剰余金	-
		II 利益剰余金	11,910
		1 代替基金	4,000
		2 その他利益剰余金	7,910
		III 評価・換算差額等	-
		IV 基金	19,740
		純資産合計	31,650
資産合計	48,585	負債・純資産合計	48,585

様式 4 - 2

法人名 医療法人 六敬会 澤田医院
 所在地 長崎県諫早市宗方町 1 6 番 5

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
本来業務事業損益	
1 事業収益	78,894
2 事業費用	76,082
本来業務事業利益	2,812
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,812
II 事業外収益	1,099
III 事業外費用	103
経常利益	3,808
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	3,808
法人税等	241
当期純利益	3,567

様式 2

法人名 医療法人 六敬会 澤田医院
 所在地 長崎県諫早市宗方町 1 6 番 5

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	48,585 千円
2. 負 債 額	16,935 千円
3. 純 資 産 額	31,650 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,866
B 固 定 資 産	16,719
C 資 産 合 計 (A+B)	48,585
D 負 債 合 計	16,935
E 純 資 産 (C-D)	31,650

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 六敬会 澤田医院
理事長 澤田 征洋 殿

私は、医療法人 六敬会 澤田医院の令和2会計年度（令和2年5月1日から令和3年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 6月10日

医療法人 六敬会 澤田医院

監事 澤田 邦久

